

久留米市庁舎会議室パネル設置等業務委託 仕様書

- 1 件名 久留米市庁舎会議室パネル設置等業務委託
- 2 履行場所 久留米市城南町15番地3
- 3 履行期間 契約の翌日から 令和8年7月5日まで
- 4 業務内容
 - ①会議室パーテーション上部パネル設置 6フロア (7F, 11F, 12F, 14F, 15F, 17F)
 - ・パーテーション上部の天井間にポリカーボネート板を設置
 - ②待合コーナーの金物家具撤去・補修
10フロア (6F, 7F, 9F, 10F, 11F, 12F, 13F, 15F, 16F, 17F)
 - ・カウンター、目隠し金物 (ガラス含む)、サイン撤去
 - ・撤去後、壁・床補修
 - ③待合コーナーにパーテーション設置 7フロア (6F, 7F, 11F, 13F, 15F, 16F, 17F)
 - ・設置①: ガラス・クロスパネル両面、フレームW700 (2列) ×H2135
 - ・設置②: クロスパネル片面、フレームW450×H2135
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
 - ・作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
 - ・作業日時は、以下の期間及び時間帯で実施するものとし、
 - ①②業務作業期間: 令和8年6月2日 (火) ~ 令和8年6月14日 (日)
 - ③ 業務作業期間: 令和8年6月2日 (火) ~ 令和8年6月28日 (日)
 - 詳細な日程は市担当者との打ち合わせの上、決定すること。
 - ・契約履行に必要な電力、水は無償で支給する。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
 - ・業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること
- 6 その他 **【暴力団排除に関する事項】**
受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。